

令和8年9月

町田市営住宅入居者募集のご案内

募集戸数 4戸

一般世帯 単身者向 1戸

一般世帯 家族向 2戸

車いす使用者世帯向 1戸

申込書と封筒が入っています。

目次

- 申込みにあたっての注意等 2～3ページ
- 申込みから入居までのスケジュール 4～5ページ
- 募集する住宅 6～7ページ
- 使用料のしくみ 8ページ
- 親等図・入居資格に関する基準日一覧表 9ページ
- 町田市パートナーシップ宣誓制度
創設に伴う入居資格の拡大について 11ページ
- 入居資格（一般世帯 単身者向） 12～13ページ
- 入居資格（一般世帯 家族向） 14～15ページ
- 入居資格（車いす使用者世帯向） 16～17ページ
- 申込書の書き方 18～21ページ
- 所得基準 22ページ
- 所得基準 確認の手順 23ページ
- 申込者および同居親族
ひとりずつの所得計算 24～27ページ
・ 特別控除 28ページ
・ 世帯の所得金額・家族人数 29ページ
- 住宅についてのご注意 30～31ページ

★このパンフレットに同封されている申込書で取得した個人情報は、募集業務以外には利用しません。なお、入居資格審査時に提出していただく書類等により取得した個人情報は、市営住宅入居後の市営住宅管理業務において利用させていただきますのでご了承願います。

申込書配布期間 令和8年9月1日(火)～10日(木)

申込書受付期間 令和8年9月1日(火)～16日(水)
申込書は郵送で、上記期間中に東京都住宅供給公社都営住宅募集センターに届いたものに限り受け付けます。

抽 せ ん 日 令和8年10月5日(月)午前10時から
場所：東京都住宅供給公社 町田窓口センター

募集に関する
問い合わせ先 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
TEL 042-713-5094【9:00～18:00(土日祝は除く)】

申込みにあたっての注意

- (1) 申込書は、**1世帯につき1通のみ有効です。**
次のような申込みは**すべてが無効**です。
 - ① 1世帯で2通以上の申込書を送ったとき。
婚約者も同居親族と同じように、申込者と同一世帯の方として取り扱います。
 - ② **申込者欄、同居親族欄を問わず、同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき。**
世帯の構成や人数を変えても、このような申込みは無効です。
ただし、同時期に募集している「都営住宅地元割当募集」には申込みできます（入居資格がある場合に限りです。）。
- (2) 他の町田市営住宅募集で、すでに合格されている方は、原則として申込みできません。
- (3) 申込書を郵送した後は、申込地区番号・申込者・同居親族の変更はできません。
また、申込書は返却しません。
- (4) 証明書類（源泉徴収票、住民票の写し、診断書、申立書など）を添付する必要はありません。抽せん後、入居資格審査のときに提出していただきます。
- (5) 以前市営住宅にお住まいだった方で、市営住宅使用料等に未納分のある方は入居資格審査のときまでにお支払いいただきます。
- (6) 入居資格審査対象者となった方で、死亡により入居人数が減少した場合は、住宅・間取りが変更になることがあります。
- (7) 近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じています。町田市では洪水ハザードマップをホームページで公開していますので、申込み前にご確認ください。
<https://www.city.machida.tokyo.jp/>
- (8) 申込みの代行業者は、町田市・東京都住宅供給公社とは全く関係ありません。

申込み方法

- (1) 入居資格をお確かめのうえ、申込地区を1つだけ選んでください。
- (2) 申込書に必要事項を記入してください（記入例18～21ページ）。
- (3) 申込書右下はがきの所定の位置2か所に85円切手をそれぞれ貼ってください。切手を貼っていないものや料金が不足しているものは、通知はがきを送付しません。
- (4) 申込書を折りたたみ、申込用封筒に申込書を入れ、110円切手を貼り、郵送してください。9月16日（水）までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターに届いた申込書に限り受け付けます。消印有効ではありませんのでご注意ください。また、郵便料金不足のものは受け取りできません。
なお、申込書が届いたかどうかのお問い合わせにはお答えいたしません。

抽せん方法と補欠者について

- (1) 抽せん方法
申込地区ごとに抽せんを行います。申込者数分の抽せん玉を抽せん器に入れ、募集戸数分の抽せん玉を出します。出た玉の番号が当せん番号で、その番号を付番されている方が当せん者（入居資格審査対象者）です。また、募集戸数が2戸以上の申込地区では、玉の出てきた順番が入居資格審査の順位になります。
- (2) 補欠について
当せん者決定後、引き続き補欠者数分の抽せん玉を抽せん器から出します。
出た玉の番号の方が補欠者です。また、玉の出てきた順番が補欠者の順位になります。

(3) 抽せん会

- ・ 抽せん会は公開で行います。会場の広さの関係で、満席の場合ご入場いただけないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 抽せん会への来場は当落に一切影響ありません。体調のすぐれない方は、無理なご来場はお控えください。
- ・ 抽せん会では抽せん方法の説明および抽せんを行います。また、当日お越しになった方の中から数名の方に、立会人として抽せん玉の確認をしていただきます。

抽せん結果について（電話でのお問い合わせは受付けておりません。）

抽せん会終了後、10月中旬まで東京都住宅供給公社町田窓口センターに掲示します。

当落にかかわらず、通知はがきをお送りします（10月中旬発送予定）。

抽せん日の午後6時以降公社ホームページに掲載します。<https://www.to-kousya.or.jp/>

住宅のあっせんについて

- (1) 入居資格審査に合格したあと、入居の用意ができるまでお待ちいただきます。
- (2) 住宅の使用許可日は令和9年2月以降を予定していますが、入居資格審査や補修工事の進行状況により、変更することがあります。なお、棟・間取り・階数等の指定はできません。入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知を送付します。

その他

(1) 申込み後に住所を変更した場合

- ・ 申込み後に、申込書に記入した住所から引越をした場合は、最寄りの郵便局で転居届を提出し、通知はがき・書類等を受け取れるようにしてください。
- ・ 抽せんの結果、入居資格審査対象者または補欠者となった方は、下記【募集審査係】へご連絡ください。

(2) 通知はがき・書類等が届かない場合

- ・ 抽せん番号の通知はがきは、切手の貼り忘れや料金不足がある場合には送付されませんが、申込書に不備がなければ抽せんの対象となります。
- ・ 抽せん結果の通知はがきが届かない場合は、申込地区番号を確認のうえ、下記【都営募集係】へお問い合わせください。
- ・ 資格審査通知書が入居資格審査期間を過ぎても届かない場合は、下記【募集審査係】へお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎042-713-5094

- ・ 抽せん番号・抽せん結果に関すること：都営募集係
- ・ 資格審査通知書に関すること：募集審査係

申込みから入居までのスケジュール

申込みから抽せんまで

申込書配布期間 9月1日(火)～10日(木)

申込書は、9月16日(水)までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターに届いたものに限り受け付けます。

抽せん番号のお知らせ 9月下旬発送予定

- ・ 申込書右下はがきの所定の位置に切手が貼られていないもの、金額が不足しているものは、通知はがきを送付しません。
- ・ 申込みの内容が無効の場合は、その理由を明記した通知書を送付します。

抽せん日 10月5日(月) 午前10時～

場所：東京都住宅供給公社 町田窓口センター

- ・ 抽せん会は公開で行います。会場の広さの関係で、満席の場合ご入場いただけないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 抽せん会への来場は当落に一切影響ありません。体調のすぐれない方は、無理なご来場はお控えください。
- ・ 抽せん結果は10月中旬まで東京都住宅供給公社町田窓口センターに掲示します。
- ・ 抽せん日の午後6時以降公社ホームページに掲載します。<https://www.to-kousya.or.jp/>

抽せん結果のお知らせ 10月中旬発送予定

落せん

補欠者

入居資格審査対象者に辞退等が出た場合、順次繰り上げて審査を行います。繰り上げにならない方には資格審査通知書を発送しません。

当せん（資格審査対象者）

- ・ 申込書の記入内容について、確認の電話をする場合があります。
- ・ 入居資格審査対象者には、10月中旬から資格審査通知書を順次発送します。なお、入居資格審査に合格しないと入居できません。

入居資格審査から入居まで

入居資格審査 10月下旬～

- ・必要な書類を都営住宅募集センターにご提出ください。提出された書類はお返しいたしません。

※入居資格審査合格者のみ

合格通知兼入居説明会のご案内

12月下旬頃までに発送予定

入居説明会

入居説明会では以下について説明します。

- (1) 住宅の下見・入居のスケジュール
- (2) 入居手続きについて
- (3) 入居後の住まい方、その他の注意事項

住宅の下見

入居手続き

- (1) 入居手続きまでに保証金として、住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- (2) 入居にあたり、以下の要件を満たす、緊急時の連絡先となる方1名が必要です。
 - ①市営住宅と一緒に入居しない方
 - ②日本国内に住所を有する成人の方

入 居

使用許可日から15日以内に引越しをしてください。

住宅の使用許可日（入居）は令和9年2月以降を予定していますが、入居資格審査や補修工事の進行状況等により、変更することがあります。

令和9年1月上旬～下旬予定

募集する住宅

一般世帯 単身者向(1 戸)

入居資格は、12～13ページを確認してください。

申込地区 番号	住宅名（住所）・交通機関	募集 戸数	間取り (面積㎡)	入居 人数	エレベ ーター	予定使用料 (円)	整備 年度	備考
1	金 森 (町田市金森東3-7) 『成瀬駅』下車徒歩14分 または『町田バスセンター』から バス「市営住宅入口」下車徒歩5分	1戸	1DK (40.32)	単身	有	19,600～ 29,300～ 38,600	1994	

一般世帯 家族向(2 戸)

入居資格は、14～15ページを確認してください。

申込地区 番号	住宅名（住所）・交通機関	募集 戸数	間取り (面積㎡)	入居 人数	エレベ ーター	予定使用料 (円)	整備 年度	備考
2	真光寺 (町田市真光寺2-18-1) 『鶴川駅』から バス「真光寺会館入口」下車徒歩8分	1戸	2DK (55.41)	2人 以上	有	28,000～ 41,700～ 54,900	2003	
3	金 森 (町田市金森東3-7) 『成瀬駅』下車徒歩14分 または『町田バスセンター』から バス「市営住宅入口」下車徒歩5分	1戸	3DK (66.17)	3人 以上	有	32,200～ 48,000～ 63,300	1994	

○今回募集する住宅は、すべて浴槽・給湯器付の住宅です。また、入居は令和9年2月以降の予定ですが、入居資格審査や補修工事の進行状況等により変更することがあります。

募集する住宅

車いす使用者世帯向(1戸)

入居資格は、16～17ページを確認してください。

申込地区 番号	住宅名（住所）・交通機関	募集 戸数	間取り (面積㎡)	入居 人数	エレベ ーター	予定使用料 (円)	整備 年度	備考
4	金 森 (町田市金森東3-7) 『成瀬駅』下車徒歩14分 または「町田バスセンター」から バス「市営住宅入口」下車徒歩5分	1戸	2DK (52.82)	2人 以上	有	25,700～ 38,300～ 50,600	1994	

○今回募集する住宅は、すべて浴槽・給湯器付の住宅です。また、入居は令和9年2月以降の予定ですが、入居資格審査や補修工事の進行状況等により変更することがあります。

使用料のしくみ

1 市営住宅の使用料の決定

市営住宅の使用料は、世帯の所得金額に応じた所得区分（一般区分は1～4区分、特別区分は1～6区分）と、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて決まります。

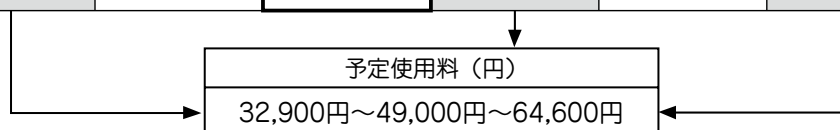
例：下の住宅に世帯の所得金額2,300,000円の3人世帯が入居する場合

申込地区 番号	住宅名（住所）・交通機関	募集 戸数	間取り (面積㎡)	入居 人数	エレ ーター	予定使用料 (円)	整備 年度	備考
2	〇 〇 (町田市〇〇〇8-9) 『〇〇駅』下車徒歩14分 または「町田バスセンター」から バス「△△」下車徒歩5分	1戸	3DK (66.17)	3人 以上	有	32,900～ 49,000～ 64,600	1994	

3人世帯の場合、各区分に対する年間所得金額の下限・上限は下表のとおりです。

この世帯の年間所得金額は、所得区分3区分にあてはまるため、使用料は43,500円です。

所得区分	特 別 区 分					
	一 般 区 分					
	1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分
3人世帯の 年間所得金額	0 円 } 2,008,000円	2,008,001円 } 2,236,000円	2,236,001円 } 2,428,000円	2,428,001円 } 2,656,000円	2,656,001円 } 2,992,000円	2,992,001円 } 3,328,000円
上記住宅の 予定使用料	32,900円	38,000円	43,500円	49,000円	56,000円	64,600円



- ・各区分に対する年間所得金額の下限・上限は、家族人数によって変わります。
- ・募集する住宅の予定使用料の欄には、あっせんの対象となる住宅の1区分・4区分・6区分の金額を掲載しています。（特別区分の資格等については22ページをご覧ください。）

2 市営住宅入居後の使用料

- ・毎年7月の収入報告により認定された世帯の所得金額、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて、翌年4月からの使用料を決定します。
- ・所得が一定基準以下の世帯等は、申請により使用料を減額する制度があります。

3 その他

収入報告に基づき収入超過者あるいは高額所得者と認定された場合の使用料等については、次のようになります。

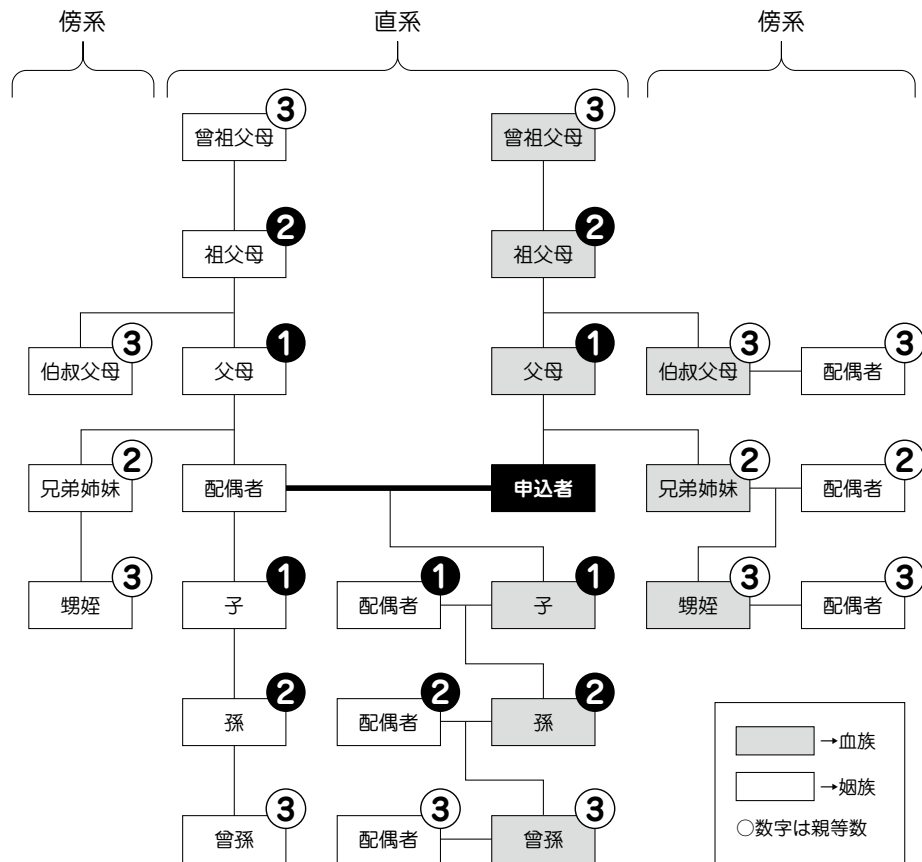
(1) 収入超過者

市営住宅に引き続き3年以上入居している方で、所得月額が入居収入基準を超えた方をいいます。収入超過者は、市営住宅を明け渡すよう努めなければなりません。また、使用料は、収入区分に応じた使用料に割増使用料が加算されます。

(2) 高額所得者

市営住宅に引き続き5年以上入居している方で、最近2年間継続して認定所得月額が町田市の定める明渡基準を超えた方をいいます。高額所得者は、市営住宅の明渡請求の対象です。また、使用料は、近隣の民間賃貸住宅の家賃並みの金額に引き上げられます。

親等図



令和8年9月 入居資格に関する基準日一覧表

12ページ以降の入居資格や所得計算の説明にある申込期間、年齢などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2026年	令和8年	9月1日から9月16日まで
在留実績1年以上	2025年	令和7年	9月17日以前から日本に在留している
町田市内に6か月以上居住	2026年	令和8年	3月17日以前から町田市に居住している
町田市内に3年以上居住	2023年	令和5年	9月17日以前から町田市に居住している
6歳以上	2020年	令和2年	9月17日以前の生まれ
16歳以上、23歳未満	2003年	平成15年	9月3日以降の生まれから
	2010年	平成22年	9月17日以前の生まれまで
18歳未満・未成年者	2008年	平成20年	9月3日以降の生まれ
20歳未満	2006年	平成18年	9月3日以降の生まれ
高校修了期までの子ども (18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者)	2008年	平成20年	4月2日以降の生まれ
成年者	2008年	平成20年	9月17日以前の生まれ
40歳未満	1986年	昭和61年	9月3日以降の生まれ
57歳以上	1969年	昭和44年	9月17日以前の生まれ
60歳以上	1966年	昭和41年	9月17日以前の生まれ
65歳未満	1961年	昭和36年	9月18日以降の生まれ
65歳以上	1961年	昭和36年	9月17日以前の生まれ
70歳以上	1956年	昭和31年	9月17日以前の生まれ

町田市パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- ・町田市パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和5年6月以降の募集から親族のほか「パートナーシップの相手方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- ・「パートナーシップの相手方」とは、「町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和5年3月町田市条例第2号）第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方」のことをいいます。
- ・この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップの相手方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた二人」も対象となります。
- ・なお、入居資格審査のときに町田市等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- ・この募集では、「パートナーシップの相手方」を「パートナー」と表記しています。

入居資格（一般世帯 単身者向）

※年齢等の基準日は、9ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 町田市内に継続して3年以上居住していること

- (1) 町田市内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が末届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記（3）にあてはまる方も含みます。
なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
 - ア 同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。
なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。
※遠隔地とは、居住地から通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。
 - イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準表未満であること。

入居資格基準表

居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30 m ²	5人	57 m ²
3人	40 m ²	6人	66.5 m ²
4人	50 m ²	7人	76 m ²

★壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。
★住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

3 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、22ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。

所得の計算方法については、23～29ページでお確かめください。

4 次の資格要件のいずれかにあてはまること

申込区分	資 格 要 件
60歳以上	60歳以上であること。
身体障がい者 1級～4級	身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者であること。
単身精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
単身知的障がい者	知的障がい者で上記「単身精神障がい者」の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）であること。
生活保護または 中国残留邦人支援 給付受給者	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。（町田市内居住が3年未満でも可） ※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
ハンセン病療養所 入所者等	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身DV被害者	配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設における保護が終了した日から起算して5年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内

5 住宅に困っていること

住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。

ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、市営住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会場合があります。

入居資格（一般世帯 家族向）

※年齢等の基準日は、9ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が町田市内に継続して6か月以上居住していること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、市営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が町田市内に継続して6か月以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる18歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 特別永住者およびその配偶者等
 - イ 中長期在留者（「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」）
 - ウ 中長期在留者（イ以外の在留資格）※ただし申込期間において在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に市営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
 - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
 - ウ パートナーシップの相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ宣誓証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2)にあてはまる方。
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること。）。ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が15ページ4（2）の高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。
 - ※2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者（9ページ親等図の黒丸数字の範囲）
 - 3親等内の血族・姻族…上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者（9ページ親等図のすべての範囲）
- (4) 同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記、(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※ 申込書を郵送した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は市営住宅に入居できます。

3 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、22ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。→所得の計算方法については、23～29ページでお確かめください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

(1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、市営住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

(2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区 分	資 格 要 件																
U R 賃 貸 住 宅 ・ 公 社 住 宅 ・ 都 民 住 宅 等	家 賃 が 高 い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与・年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。																
	U R ・ 公 社 の 建 替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにU R ・ 公社からの証明書等で証明できることが必要です。																
	ひとり親世帯 （母子・父子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。																
	高 齢 者 世 帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童																
	心身障がい者 世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1 款症以上の障がい者																
	多 子 世 帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が市営住宅に入居できること。																
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。																
公 営 住 宅 等	住 宅 が 狭 い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表未満であること。 入居資格基準表 <table><tr><th>居住人数</th><th>住戸専用面積（壁芯）</th><th>居住人数</th><th>住戸専用面積（壁芯）</th></tr><tr><td>2 人</td><td>30 m²</td><td>5 人</td><td>57 m²</td></tr><tr><td>3 人</td><td>40 m²</td><td>6 人</td><td>66.5 m²</td></tr><tr><td>4 人</td><td>50 m²</td><td>7 人</td><td>76 m²</td></tr></table> ★ 壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。 ★ 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	2 人	30 m ²	5 人	57 m ²	3 人	40 m ²	6 人	66.5 m ²	4 人	50 m ²	7 人	76 m ²
	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）														
2 人	30 m ²	5 人	57 m ²															
3 人	40 m ²	6 人	66.5 m ²															
4 人	50 m ²	7 人	76 m ²															
通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、市営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。																	

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

入居資格（車いす使用者世帯向）

※年齢等の基準日は、9ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が町田市内に継続して6か月以上居住していること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、市営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が町田市内に継続して6か月以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる18歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 特別永住者およびその配偶者等
 - イ 中長期在留者（「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」）
 - ウ 中長期在留者（イ以外の在留資格）※ただし申込期間において在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に市営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
 - (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
 - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
 - ウ パートナーシップの相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ宣誓証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
 - (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2)にあてはまる方。
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること。）。
 - ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が15ページ4（2）の高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。

※2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者（9ページ親等図の黒丸数字の範囲）

3親等内の血族・姻族 …上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者（9ページ親等図のすべての範囲）
 - (4) 同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - (5) 上記、(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。

なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。
- ※ 申込書を郵送した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は市営住宅に入居できます。

3 車いす使用者が次のすべてにあてはまること

申込者または同居親族に、車いすを使用している方がいて、次の（１）～（３）のすべてにあてはまること。

- （１）町田市内に居住する満６歳以上の方で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- （２）身体障害者手帳の交付を受けている１級・２級の障がい者または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ２の第１項症以上の障がい者。
- （３）住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いす使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに車いす使用者本人が来社することで車いす使用を証明できること。

4 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、22ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。所得の計算方法については、23～29ページでお確かめください。

5 住宅に困っていること

- （１）申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、市営住宅入居後２か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

- （２）現に公営住宅の車いす使用者世帯向住宅に入居している、または使用予定者となっている方は申込みできません。

6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第六号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

- 申込後、車いす使用者がこの住宅に入居できなくなった場合には、その世帯の市営住宅への入居は取消しとなります。
- 入居後、車いす使用者が転出等した場合は、他の一般市営住宅に移動していただきます。ただし、名義人が車いす使用者の場合は、使用承継可能な世帯に限ります。

申込書の書き方（表面）

令和 8 年 9 月募集

町田市営住宅使用申込書

申込み後に申込地区の変更はできません。
もう一度よく確認してください。

令和 8 年 9 月 5 日

東京都住宅供給公社理事長 殿

私は、町田市営住宅条例に基づく市営住宅を使用したいので、申込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップの相手方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議のないことを誓約いたします。許可の上は申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

また、「町田市営住宅入居者募集のご案内」に記載されている「住宅についてのご注意」の内容を十分確認した上で申込みます。

●太線枠内を必ず記入してください。

●重複申込み、申込地区番号の記入もれ等は、申込みが無効となります。

申し込めるのは
1か所だけです。

申込地区番号	2	登録番号	
抽せん番号		番	

外国人の方へ
本名を必ず記入し、通称名がある場合は併記してください。

申込者	郵便番号	194-0000	電話番号	平日の日中に連絡のつく電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇	
	現住所	町田市 町田1-1-1 町田アパート103号			
	フリガナ	マチダ	イチロウ	（〇で囲んでください） 生年月日 1 大正 ② 昭和 63 年 12 月 15 日 3 平成	
	氏名	氏 町田	名 一郎		
	フリガナ	氏	名		
日本での通称名がある方	氏	名			
住宅に入ろうとする人数 （申込者を含む）	3人	市内居住年数	13年 6か月	年齢	満 37 歳

住宅に入ろうとする世帯（親族）の構成						
氏名	続柄	生年 （年齢）	職業	年間所得金額	勤務先（現在働いている職場） の所在地・名称	
フリガナ 申 込 者	本人		会社員	1,488,800 円	新宿区新宿 新宿商事(株) 就職（開業） 平成 25 年 4 月 1 日 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
マチダ マサコ 町田正子	妻	大正 62 年 6 月 18 日 （満 39 歳）	パート	550,000 円	町田市町田 町田ストア(株) 就職（開業） 平成 27 年 12 月 15 日 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
マチダ ショウタ 町田正太	子	大正 29 年 2 月 1 日 （満 9 歳）		円	就職（開業） 年 月 日 電話	
		大正 年 月 日 （満 歳）		円	就職（開業） 年 月 日 電話	
		大正 年 月 日 （満 歳）		円	就職（開業） 年 月 日 電話	
		大正 年 月 日 （満 歳）		円	就職（開業） 年 月 日 電話	
計 3人	特別控除金額	△ 270,000 円		氏名 町田正子 種類 障がい者		
	差引所得金額	1,768,800 円		入居はしないが、申込者または同居親族の 所得税法上の被扶養親族（遠隔地扶養） 0 人		

※裏面もご記入ください。

- 申込書は、申込用封筒に入れ110円切手を必ず貼り、郵送してください。
- 申込みは、1世帯につき1通です。1世帯で2通以上の申込み（重複申込み）は、すべてが無効となりますので、ご注意ください。
- 申込み後、申込地区・申込者・同居親族の変更はできません。

85円切手を
必ず貼ってください。

- 下の「はがき」所定の位置に85円切手を貼り、切りはなさずに封筒に入れてください。

② 外側にして折ってください（切りはなさないこと）

郵便はがき

85円切手を 必ず貼って ください	194-0000
-------------------------	----------

住 所	町田市 町田1-1-1 町田アパート103号
氏 名	町田 一郎 様

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
電話 042 (713) 5094

申込地区番号	2
抽せん番号	番

●太線枠内を記入してください

〈抽せん番号通知〉

郵便はがき

85円切手を 必ず貼って ください	194-0000
-------------------------	----------

住 所	町田市 町田1-1-1 町田アパート103号
氏 名	町田 一郎 様

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
電話 042 (713) 5094

申込地区番号	2
抽せん番号	番

●太線枠内を記入してください

〈抽せん結果通知〉

③ 外側にして折ってください（切りはなさないこと）

はがきの裏面は
何も記入しないでください。

抽 せん 結 果 の お 知 ら せ

令和8年9月 町田市営住宅募集

公開抽せんの結果、あなたは

となりましたのでお知らせします。

(資格審査対象者または補欠者の方へ)

- ◎ 資格審査対象者の方へ
1. あなたは資格審査対象者となりましたが、入居資格審査に合格しなければ入居できません。
2. 入居資格審査の通知は、10月中旬から順次送付します。
- ◎ 補欠者の方へ
資格審査対象者のうちで、辞退者・失格者が出た場合に順次繰り上げて、入居資格審査を行います。繰り上げ期間は令和9年1月末日までです。
なお、繰り上げにならない場合には通知いたしませんので、ご了承ください。
(今後の公営住宅募集に応募しても差し支えありません。)
- ◎ 申込み後に、申込書に記入した住所から引越をした場合は、最寄りの郵便局で転居届を提出し、通知はがき・書類等を受け取れるようにしてください。
また、併せて東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへご連絡ください。

抽 せん 番 号 の お 知 ら せ

令和8年9月 町田市営住宅募集

あなたがお申込みになった令和8年9月市営住宅の抽せん番号は、おもてに記したとおりです。

【抽せん（公開）】

- ◎ 日 時 令和8年10月5日(月)
午前 10 時から
- ◎ 場 所 東京都住宅供給公社 町田窓口センター
- * 抽せん会は公開で行います。会場の広さの関係で、満席の場合ご入場いただけないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- * 抽せん会への来場は当落に一切影響ありません。
体調のすぐれない方は、無理なご来場はお控えください。
- ◎ 抽せん結果の通知は、10月中旬に発送します。
結果については、はがきによる通知でご確認ください。
- * 聞き間違い防止のため、抽せん結果についての電話でのお問い合わせは、ご遠慮ください。

現在お住まいの状況について

※抽せん会の前後にご記入いただきました内容についてお電話する場合があります。
また、聞き取りや提出書類の審査により、入居資格の有無を判定し、可否を判定いたします。

1 住宅の種類等

(1) 住宅の種類（該当するものに○）

- ア 賃貸住宅（アパート・マンション・借家） イ 社宅・寮 ウ UR賃貸住宅
 エ 公社住宅 オ 都民住宅 カ 市営住宅 キ 都営住宅
 ク 親族の家 ケ 自分の持ち家 コ その他（ ）

(2) 住宅の規模

3 K・DK・LDK ※ 各居室の畳数（6畳4.5畳3畳）DK等を除いた居室の畳数

(3) 家賃（共益費、駐車場代等を除く） 月額 52,000 円

(4) 土地・建物の所有状況（該当するものに○）

※市営住宅に入居する方の中に、土地や建物の所有者が ア いる イ いない
「ア」に○をつけた方は、土地や建物の所在地を記入してください。

2 世帯の状況

(1) 現在同居しているが、市営住宅に入らない方について記入してください。

氏 名	続柄	生年月日（年齢）	市営住宅に入らない理由
		大 昭 平 令 （ 歳）	
		大 昭 平 令 （ 歳）	
		大 昭 平 令 （ 歳）	

(2) 現在別居しているが、市営住宅に同居する方について記入してください。

氏 名	続柄	生年月日（年齢）	市営住宅に同居する理由
		大 昭 平 令 （ 歳）	
		大 昭 平 令 （ 歳）	
		大 昭 平 令 （ 歳）	

※ 同居する方の住宅は ア 賃貸住宅 イ 自分の持ち家

(3) 市営住宅に入居する方の中に心身障がい者がいる場合は、記入してください。

氏 名	続柄	手帳の種類（該当するものに○）	等級	車イス使用の有・無
町田 正子	妻	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳	3級	有・無
		身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳	級度	有・無

世帯の収入の種類について

1 市営住宅に入居する方の収入について記入してください。

収入のある方の氏名	収入の種類（該当するもの全部に○）				
町田 一郎	㊦ 給与	イ 事業所得	ウ 年金	エ その他（ ）	
町田 正子	㊦ 給与	イ 事業所得	ウ 年金	エ その他（ ）	

2 市営住宅に入居する方全員に収入がない場合に記入してください。

- ア 生活保護を受けている。
イ 失業中である。
ウ 仕送りなどで生活している。
エ その他（具体的に書いてください。）

所得基準

世帯の所得金額が家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。

次ページの手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、下の所得基準表にあてはまるかお確かめください。

●所得基準表

家族人数	所得区分（＊）	
	一般区分	特別区分
1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

・家族人数が7人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

*所得区分について

一般区分の額は、下の要件のいずれにもあてはまらない世帯に適用します。

特別区分の額は、下の要件のいずれかにあてはまる世帯に適用します。

(1) 心身障がい者を含む世帯

申込者または同居親族に次のいずれかにあてはまる者がいること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者

イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者

(2) 60歳以上の世帯

申込者が60歳以上であり、かつ同居親族全員が60歳以上であること。

(3) 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。

(4) 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者または同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること（過去に交付を受けていた方を含む）。

(5) 海外からの引揚者を含む世帯

申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。

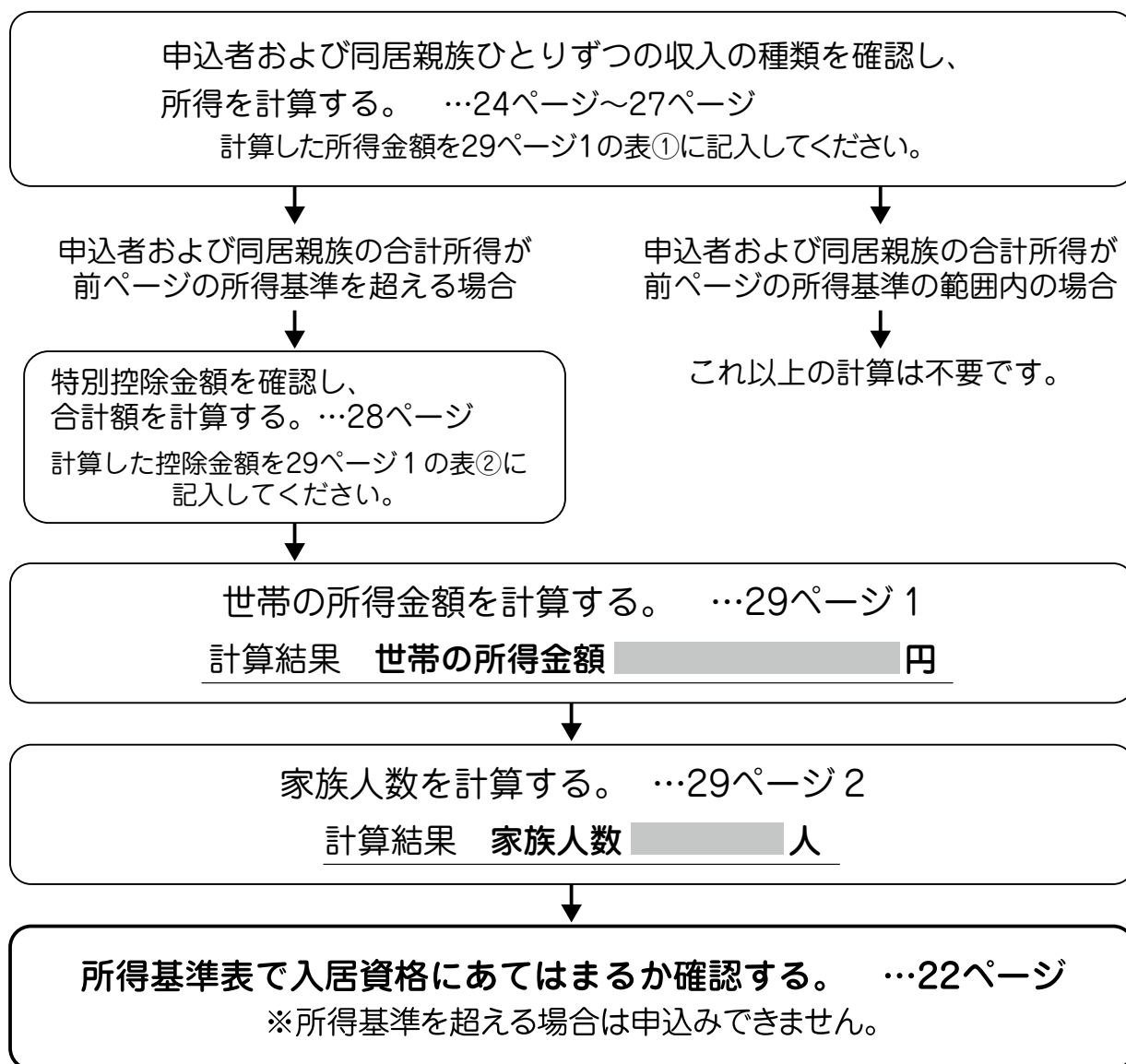
(6) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者または同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

●年齢の基準日は、9ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

所得基準 確認の手順

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、所得基準表の範囲内かお確かめください。



所得金額計算上の注意

●計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については、所得金額を0円とします。

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

●2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

令和5年4月から、審査書類の軽減等、審査の合理化を図るため、原則として「前年の所得」により所得金額を認定しています（入居資格審査時には住民税課税証明書等により確認します）。ただし、退職等により、「現在の所得」が減少している方については、「現在の所得」により認定を行います（入居資格審査時には退職等の事実や現在の所得を確認できる書類の提出が必要です）。詳しくは24ページ上段をご確認ください。

申込者および同居親族ひとりずつの所得計算

市営住宅の入居資格の有無は、原則として「前年の所得」により判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり現在の所得が減少している方については「現在（申込期間）の所得」によることができます。以下の手順にしたがって、申込者および同居親族ひとりずつ、「前年の所得」と「現在（申込期間）の所得」のどちらによるか、お確かめください。

Q1 昨年1月1日から現在までの間に退職・廃業した仕事がありますか？

※「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により、令和8年11月末までに退職することが申込期間に確定している場合または病気等で休職のため申込期間現在まで収入がなく資格審査日までに退職する見込みがある場合は、退職した仕事が「ある」に進んでください。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できることが必要です。

ない

ある

Q2 退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

※退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入を12か月分に推定した金額を含めて比較してください。ただし年金のうち遺族年金と障害年金は計算の対象外のため、0円としてください。

前年	現在
例1 A社で仕事 → 退職 → 再就職B社 ⇒ A社とB社の収入を比較する	
例2 自営業 → 廃業 → 年金受給開始 ⇒ 事業所得と年金を比較する	
例3 C社で仕事 → 退職 → 無職・無収入 ⇒ 現在収入がないため計算は不要です	

減少していない

減少している

「前年の所得」を計算する

- このページから次ページ中ほどまでの計算方法により、所得を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を29ページ1の表①に記入してください。

「現在の所得」を計算する

- 次ページ【「現在の所得」を計算する】へすすみ、所得を計算してください。
- ただし現在得ている収入の中に、前年1月1日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を29ページ1の表①に記入してください。

「前年の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 前年の給与所得を計算する

- 昨年1月から12月の間に得ていた全ての給与収入が計算の対象です。現在すでに退職している仕事があっても、それも含めて確認してください。
- 税法上の所得金額から100,000円を控除し「市営住宅の所得金額」を計算してください。

(1) 1枚の源泉徴収票に、前年の全ての収入が記載してある場合

㊦給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が税法上の所得金額です。この額から100,000円差し引いた額が「市営住宅の所得金額」です。

(2) 2枚以上の源泉徴収票がある場合

全ての源泉徴収票の㊦支払金額の合計額を26ページ2の表の「収入額」にあてはめて「市営住宅の所得金額」に換算してください。

(3) 源泉徴収票がない場合

26ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「市営住宅の所得金額」を計算してください。

令和7年分 給与所得の源泉徴収									
支払を受ける者		住所又は居所		（受給者番号）		（役職名）			
						氏名（フリガナ）			
						氏名			
職別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計						
	円	円	円						
（源泉）控除対象配偶者の有無等		配偶者（控除対象者を除く。）		控除対象配偶者の有無等		控除対象配偶者の有無等		16歳未満扶養親族の数	
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額							
	円		円						

2 前年の事業等所得を計算する

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

- 昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。⑫から⑪を差し引いた額が所得金額です。
 - 確定申告していない場合は27ページの表を利用して昨年1月から12月までの所得を計算してください。入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。
- ※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を26ページの給与所得の計算式にあてはめて、「市営住宅の所得金額」に換算してください。

所得金額等	事業等	①									
	農業	②									
	不動産	③									
	利子	④									
	配当	⑤									
	給与区分	⑥									
	公的年金等	⑦									
	業務	⑧									
	その他	⑨									
	⑦から⑨までの計	⑩									
	総合譲渡・一時 ⑦+{(③+④)×1/2}	⑪									
	合 計 (①から⑥までの計+⑩+⑪)	⑫									

3 前年の年金所得を計算する

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。この額と年齢を27ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「市営住宅の所得金額」に換算してください。

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ)	氏名
区分	支払金額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円	
所得税法第203条の3第7号適用分	円	
本人	源泉徴収対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数
性別	その他のひとり親	特定老人その他
		16歳未満の扶養親族の数
		障害
		特別

「現在の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 現在の給与所得を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。26ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「市営住宅の所得金額」を計算してください。

なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を0円とします。

2 現在の事業等所得を計算する

27ページの表を利用して、12か月分の所得を計算してください。

すでに廃業した事業については所得金額を0円とします。

3 現在の年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（または支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や年金決定通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を27ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「市営住宅の所得金額」に換算してください。

国民年金・厚生年金保険	年金決定通知書・支給額変更通知書
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。（決定・変更理由等は裏面でご確認ください。）	
年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	円
あなたにお支払いする年金額は、左の太フクロ内の金額になります。	

給与収入から給与所得を計算する

1 はじめに、給与収入を計算する

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合計 か月(A)	円(B)	円(C)

【注】

- 給与（諸手当を含む）とは
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。
- 仕事先が2か所以上ある場合
それぞれの収入額を計算し、合計してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

前年1月から12月までの実際の収入を合計してください。

給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

月の途中から仕事を始めた場合、その月は「働いた年月」に含めないでください。

●働いた月数(A)が12か月ある場合は、給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入額です。

$$\text{給与計(B)} \quad \text{円} + \text{賞与計(C)} \quad \text{円} = \text{収入} \quad \text{円}$$

●働いた月数(A)が12か月ない場合は平均月額を12倍して見込みの収入額を計算します。

$$\text{給与計(B)} \quad \text{円} \div \text{月数(A)} \quad \text{か月} \times 12 + \text{賞与計(C)} \quad \text{円} = \text{収入} \quad \text{円}$$

※申込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

2 次に、上記で計算した収入を「市営住宅の所得金額」に換算する

12か月分の収入額	税法上の所得金額		市営住宅の所得金額
651,000円未満	0円		0円
651,000円以上 1,900,000円未満	12か月分の収入額－650,000円		税法上の所得金額 －100,000円
1,900,000円以上 3,604,000円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数処理 します。 12か月分の収入額 ÷ 4 = A → Aの1,000円未満を切り捨てた額＝B → Bを右の計算式にあてはめてください。	B × 2.8－80,000円	
3,604,000円以上 6,600,000円未満		B × 3.2－440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額×0.9－1,100,000円		

●「市営住宅の所得金額」は、計算によりマイナスになる場合は0円としてください。

計算した「市営住宅の所得金額」を29ページ1の表①年間所得金額欄に記入してください。

事業等所得を計算する

① 営業した年月	② 収入 - 必要経費 = 所得金額
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
合計 か月(A)	所得金額計 円(B)

【注】

- 月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

昨年1月から12月までの実際の所得金額を計算してください。

収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

- 申込みする月の前月からさかのぼって、12か月分の所得金額を計算してください。
- 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

所得金額計(B)	円	÷	月数(A)	か月	×12=	12か月分の所得金額	円
----------	---	---	-------	----	------	------------	---

計算した「市営住宅の所得金額」を29ページの表①年間所得金額欄に記入してください。

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「市営住宅の所得金額」に換算してください。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	市営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	税法上の所得金額
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	－100,000円
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額－600,000円	税法上の所得金額
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	－100,000円

- 年齢の基準日は、9ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。
- 「市営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。
- 年金収入額が4,100,000円以上の場合は、都営住宅募集センターへお問い合わせください。

計算した「市営住宅の所得金額」を29ページ1の表①年間所得金額欄に記入してください。

特別控除

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方	備考
① 老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除をあわせて受けることはできません。
② 特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
③ 障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	
④ 特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む。） 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

●年齢の基準日は、9ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方	備考
⑤ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きします。
		夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	
⑥ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

- 「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
- 年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
- 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

あてはまる控除金額の合計額を29ページ1の表②特別控除の欄に記入してください。

世帯の所得金額・家族人数

1 世帯の所得金額を計算する

下の表を利用して、世帯の所得金額を計算してください。

所得がある方の 名前	①年間所得金額 マイナスになる場合は0円と記入	②特別控除		世帯の所得金額 差引所得金額 (A)－(B) 円
	円	老人扶養・特定扶養、(特別)障害者控除		
	円	計 円		
	円	寡婦・ひとり親控除※		
	円	計 円		
年間所得 金額合計 (A)	円	特別控除 金額合計 (B)	円	=

(A)
24～27ページで計算した一人ひとりの所得金額を①年間所得金額欄に記入し、合計してください。
ひとりで2種類以上の所得がある場合（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額の合計額を記入してください。

(B)
28ページで計算した特別控除の合計金額を②特別控除欄に記入し、合計してください。
※寡婦・ひとり親控除額は、あてはまる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額の同額が控除額となります。
（例）所得金額が10万円の方の控除額＝10万円

(A)－(B)
年間所得金額合計(A)から特別控除金額合計(B)を差し引いた金額が「世帯の所得金額」です。

2 家族人数を計算する

①申込者 [1 人]	+	②同居親族数 [人]	+	③遠隔地扶養者数 [人]	=	家族人数 [人] 所得基準表の家族人数には、 この人数をあてはめます。
-----------------	---	--------------------	---	----------------------	---	---

①
申込者とは、申込書の申込者欄に記入する方です。
この方が使用許可後の名義人です。

②
同居親族とは、申込者と一緒に市営住宅に入居する親族です。
妊娠中の方がいる場合、申込期間に生まれていない子は同居親族数に含めることはできませんが、出生後は市営住宅に入居できます。

③
遠隔地扶養者とは、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で、市営住宅に入居しない方をいいます。例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。
会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居資格審査のときに課税証明書で確認できることが必要です。

上記で計算した「世帯の所得金額」と「家族人数」を22ページの所得基準表にあてはめてください。
所得基準の範囲内であることが必要です。

住宅についてのご注意

団地における集団生活では、一般の住宅とは異なり、対人関係や集会所など共同施設の維持管理、その他の日常生活のいろいろなことについて、入居する方どうしの約束ごとやとりきめが必要となります。

入居する方各自がお互いの生活を尊重しながら協力しあい、他の人に迷惑をかけず快適な団地生活を過ごされるようお願いします。

1 使用料のほかに入居者の負担する費用

(1) 町田市へ支払うもの

エレベーターの維持管理に要する費用は、入居者の負担となり共益費として住宅使用料と同時に市へ支払っていただきます。共益費は団地によって異なりますが、毎月0円～700円程度となります。

(2) 管理組合（入居者で構成されている団体）へ支払うもの

管理組合は、団地の外灯や階段、集会所、給水施設などの共用部分の電気、ガスおよび上下水道料金の支払い、集会所の維持管理、共有部分の清掃等の業務を行っております。そのため皆さんは毎月2,000円～3,000円程度（団地により異なる）の組合費を管理組合にお支払いいただきます。この費用は、入居しているすべての方に支払い義務がありますので、必ずお支払いください。管理組合が決定した維持管理方法等および設備内容等により費用は異なりますので、入居しましたらすぐに管理組合の役員等から説明を受けてください。

2 駐車場

市営住宅には有料駐車場が設置されています。ご利用を希望の方は入居説明会のときにお申し出ください。駐車できる車両のサイズには制限があり、これを超えるものは駐車場の利用をお断りしています。

また、有料駐車場は定期的に契約の更新がありますが、希望者多数の場合は抽せんにより決定いたします。なお、団地内の路上駐車は禁止されているので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探してください。

3 入居予定年月

入居予定年月は入居資格審査や補修工事の進行状況により変更することがあります。

4 予定使用料

使用料は入居資格審査で認定した所得により決定します。

5 動物の飼育のお断り

他の入居者に迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。

鳴き声、抜け毛、フン尿等で、近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となることが多いためです。

お断りしている、犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

6 住宅の転貸（民泊）の禁止

市営住宅の転貸は法令で禁止されており、宿泊施設として貸し出すことはできません。

7 使用承継（名義変更）について

市営住宅入居後、使用者（名義人）が市営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむをえない事情があり、条例等に定める基準を満たしている場合に限り、残された同居者に使用承継が許可されます。

ただし、使用承継許可の対象は、原則として同居している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

抽せん会場

東京都住宅供給公社 町田窓口センター

町田市原町田5-8-18
きめたハウジング
第21ビル3階

※駐車場はありませんので、
あらかじめご了承ください。

※抽せん結果は、
10月中旬まで
町田窓口センターに
掲示します。



年間募集予定

★市営住宅および都営住宅（町田市地元割当）

次回募集日程 12月1日（火）～10日（木）	募集時期	募集の内容	
		市営住宅	都営住宅（地元割当）
	6月上旬	あき家の 発生状況による	一般住宅
	9月上旬		シルバーピア住宅
	12月上旬		一般住宅
	3月上旬		シルバーピア住宅

★都営住宅(東京都全域) お問い合わせ先：東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎ 03-3498-8894

募集時期	募集の内容		
5月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）	抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。	募集の概要については、広報東京都(毎月、第1日曜日に新聞折込で配布)、テレホンサービス、公社ホームページ(募集月の前月下旬に掲載)でお知らせします。
8月上旬	家族向（ポイント方式）		
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
11月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		
2月上旬	家族向（ポイント方式）		
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		

- ・毎月募集（抽せん方式）
毎月中旬頃に募集します。詳しくは公社ホームページでお確かめください。
- ・随時募集（オンラインまたは電話受付中）
随時募集専用ダイヤル ☎03-5467-9266
詳しくは公社ホームページでお確かめください。

☆テレホンサービス ☎03-6418-5571

都営住宅・都民住宅募集の概要を音声アナウンスでご案内しています。
（プッシュ音の出ない電話機からはご利用になれませんのでご注意ください。）

☆東京都住宅供給公社ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/koue/toeibosyu/>

★募集案内、申込書の配布

募集期間に限り、町田市役所、南・なるせ駅前・鶴川・忠生・堺・小山の各市民センター、町田・鶴川・玉川学園の各駅前連絡所、木曽山崎連絡所、東京都住宅供給公社町田窓口センターで配布します。